

くじゅう地区管理運営協議会 寄付に関する取扱指針

(趣 旨)

第1条 この規程は、くじゅう地区管理運営協議会（以下、「協議会」という。）規約第17条に基づき、寄付に関する適切な取り扱いを図ることを目的に、必要な事項を定める。

(受領の審査)

第2条 寄付の申込みについて、必要と認める場合は、協議会幹事会の意見を聞くことができる。

(寄付の公表)

第3条 10,000円以上の寄付者の場合は、寄付者の賛同を得たうえで、協議会の機関誌、ホームページ等に寄付者の名称等を掲載するものとする。

(寄付の依頼)

第4条 協議会に対する継続的な支援を確保するため、企業等に対し積極的に寄付の依頼を行うものとするが、事前に次について十分留意する。

- (1) 企業等の内容
 - (2) 企業等の環境保全に対する考え方と取り組み
 - (3) 企業等の社会貢献に対する考え方と取り組み
- 2 寄付依頼の結果、企業等が協議会の活動等を理解し寄付を承諾した場合は、寄付申込書を徴するものとする。ただし、寄付申込書を省略しても差し支えないと認められる場合はこの限りではない。
- 3 寄付の依頼について、協議会幹事会の意見を聞くことができる。

(附 則)

本取扱指針は、平成28年5月31日から適用する。